

県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて

平成 24 年 3 月 7 日

福島県入札監理課

福島県発注工事では、福島県工事請負契約約款第 10 条第 2 項に基づいて、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けていますが、今回下記に係るものについて現場への常駐を要しない期間として整理しましたのでお知らせします。

記

- 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

県発注工事における現場代理人の常駐義務の取扱いについて

平成 22 年 3 月 1 日

(平成 24 年 3 月 1 日一部改正)

福島県入札監理課

福島県発注工事では、福島県工事請負契約約款第 10 条第 2 項に基づいて、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けていますが、今回下記のとおり契約工期内において現場への常駐が必要な期間等を整理しましたのでお知らせします。

なお、これに伴い、共通仕様書の「現場代理人及び主任技術者等通知書（第 11 号様式）」も下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

記

1. 次のア～ウの期間以外は原則として現場代理人の常駐が必要です。

- ア) 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事(起工測量、資機材搬入、伐根除草等の準備工を含む)に着手していない期間
- イ) 発注者から工事の全部について中止命令が出された期間(全部ではなく一部中止の場合は常駐が必要です)
- ウ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ) 工事の完成届を提出し、完成検査の待機中となっている期間(修補が必要な場合、修補期間については常駐が必要です)

※詳しくは、別紙 1～3 をご覧下さい。

2. 現場代理人及び主任技術者等通知書(第 11 号様式)の改正について、次の点を改正しました。

- ・ 当該工事の現場代理人が当該工事と工期が重なる工事において、既に現場代理人又は主任技術者等となっている工事について、発注者へ報告するようにしました。

※新しい様式は、土木部企画技術総室のホームページをご覧下さい。

県のトップページ > 総合案内 > 組織別案内 > 土木部 >

企画技術総室のページ > 技術管理課のページ > ●共通仕様書等の改正 >

・共通仕様書〔土木工事編〕の改正・訂正, 様式集

1 現場代理人の常駐義務

福島県工事請負契約約款第10条第2項では、現場代理人の工事現場への常駐を義務付けている。

ここでいう「常駐」とは、作業期間中（土日等の休工日を除く）、相当の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味するものであり、現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び約款に基づく契約関係事務に関する事項を処理するものとする。

なお、常駐が必要な期間は別紙2のとおりとする。

2 常駐が必要な期間において常駐が免除される場合

上記1の「相当の理由」とは、次のような理由をいい、このような場合は、現場代理人の常駐を免除する。ただし、現場を離れる時間は必要最低限とし、いずれの場合であっても1日に1回以上は現場に行き、現場の運営、取締りを行うものとする。

なお、ア)、イ)の場合、現場代理人は、現場を離れる前に行き先、帰場予定時刻を会社又は当該現場のその他の職員に伝えるものとし、ウ)、エ)の場合は監督員へ事前に報告し承認を得るものとする。

また、労働安全衛生法等に定められた安全衛生責任者、作業主任者等の配置は現場代理人不在時でも適切に行われるようとする。

- | | |
|------|---|
| 当該工事 | ア) 当該工事に関する発注者、関係機関等との協議・打合せ等 |
| | イ) 上記以外で当該工事施工に関して、やむを得ず工事現場を離れる場合
例：発生土の残土捨て場の状況確認、資材置き場の在庫確認、品質検査等 |
| 他の工事 | ウ) 現場代理人及び主任技術者等通知書(第11号様式※)に記載した、先行する他の工事(福島県発注工事に限る)の完成検査立会の為に当該工事現場を離れる場合 |
| | エ) 当該工事契約後に現場代理人等として配置された他の工事(福島県発注工事に限る)に関して、着工届、施工計画書等を提出する為に当該工事現場を離れる場合
(ただし、施工計画書の作成等に関し、他の工事の現場に行くことは含まない) |

※第11号様式については「共通仕様書(土木工事編)の一部改正について(平成22年3月1日付け21企技第1868号技術管理課長通知)」において、様式を改正している。

3 常駐が必要な期間において1日以上現場を離れる場合の対処方法

休暇（法定休暇・法定外休暇）の取得などで、やむを得ず1日以上工事現場を離れる場合、現場代理人（病気休暇等のときは請負者）は事前（または当日の朝）に滞在できない理由、代役の氏名（元請社員に限る）、連絡方法等を監督員に報告し、監督員等からの連絡に対していつでも対応できるようにするものとする。

この場合の代役は、当該工事現場の運営、取締りを行うものとするが、工事請負契約約款第10条第2項で定めるその他の権限は行使できないものとする。

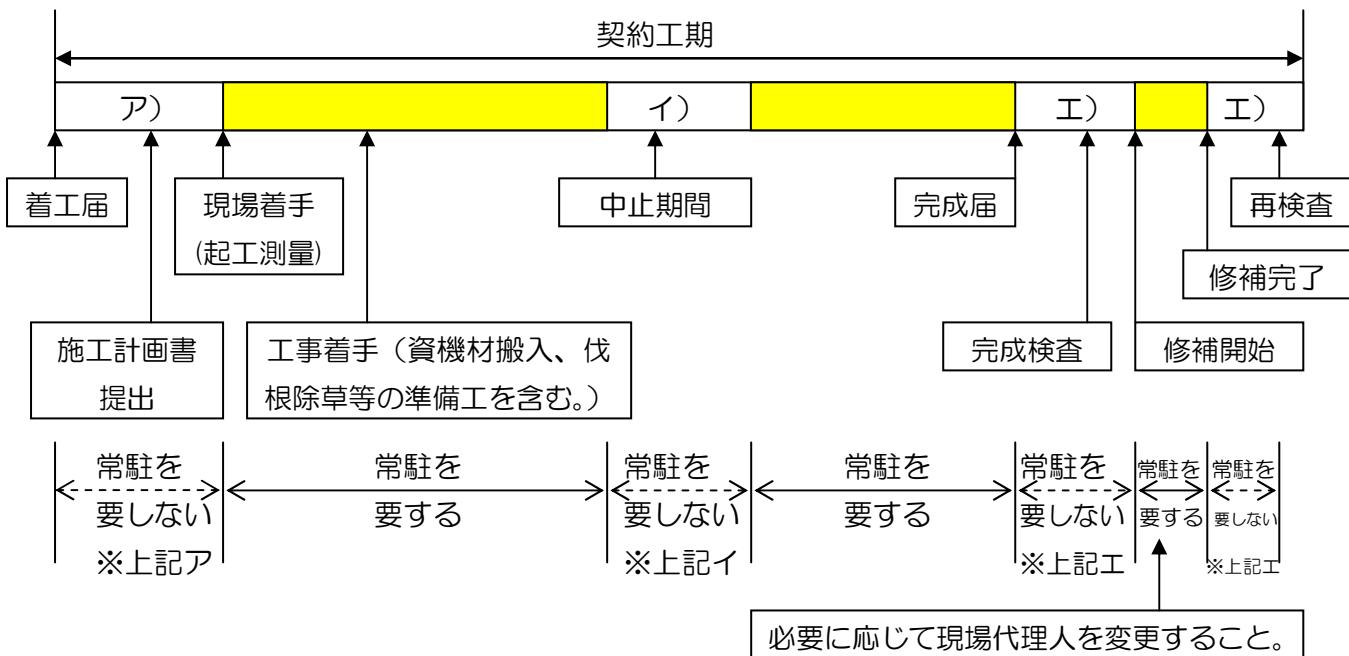
なお、産前産後休暇、育児休暇、病気療養等により現場代理人の不在が長期にわたる場合は、事前に現場代理人の変更を行うものとする。

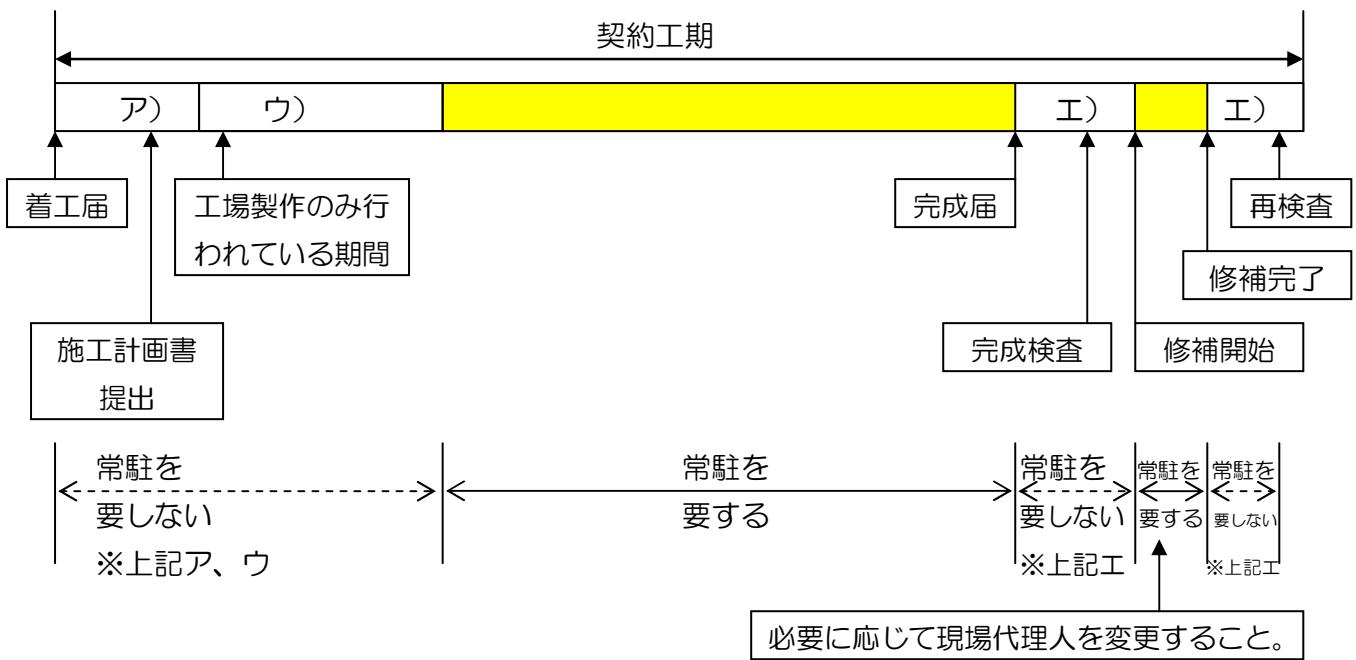
【現場代理人の常駐が必要な期間の基本的な考え方】

発注者から直接工事を請け負った建設業者に対しては、基本的に契約工期をもって、現場代理人の現場への常駐が必要な期間としているが、以下の期間においては常駐を要しないものとする。なお、この取扱いはあくまで現場代理人の常駐義務に関するものであり、約款に記載されたその他の義務には影響を与えない。

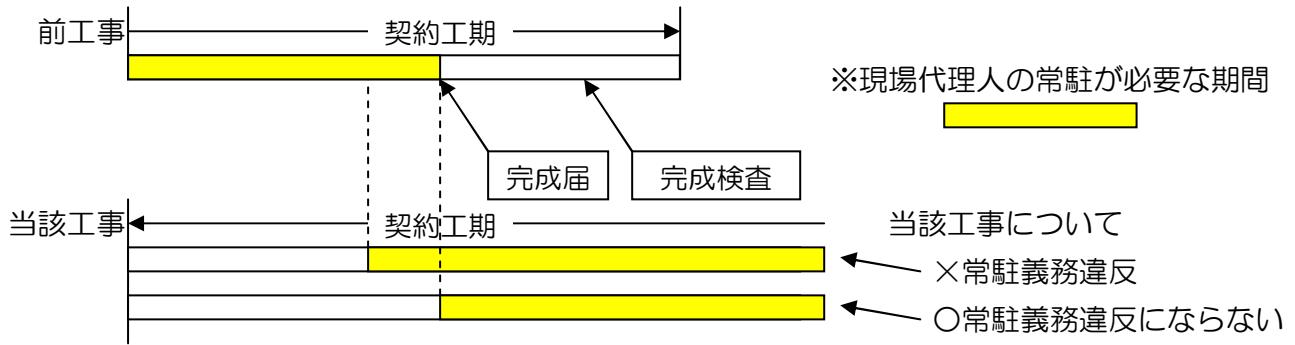
- ア) 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事(起工測量、資機材搬入、伐根除草等の準備工を含む)に着手していない期間
 - イ) 発注者から工事の全部について一時中止命令が出された期間（一部中止については常駐）
 - ウ) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
 - エ) 工事の完成届を提出し、完成検査の待機中となっている期間（修補期間については常駐）
- ※ 常駐が必要な期間は、工事打合せ簿等の書面により明確にしておくこと。
- ※ 現場着手日、工事着手日については、現場代理人及び主任技術者等通知書(第11号様式)に監督員が記載すること。

【基本イメージ】





【他の工事(福島県発注工事に限る)との関係】

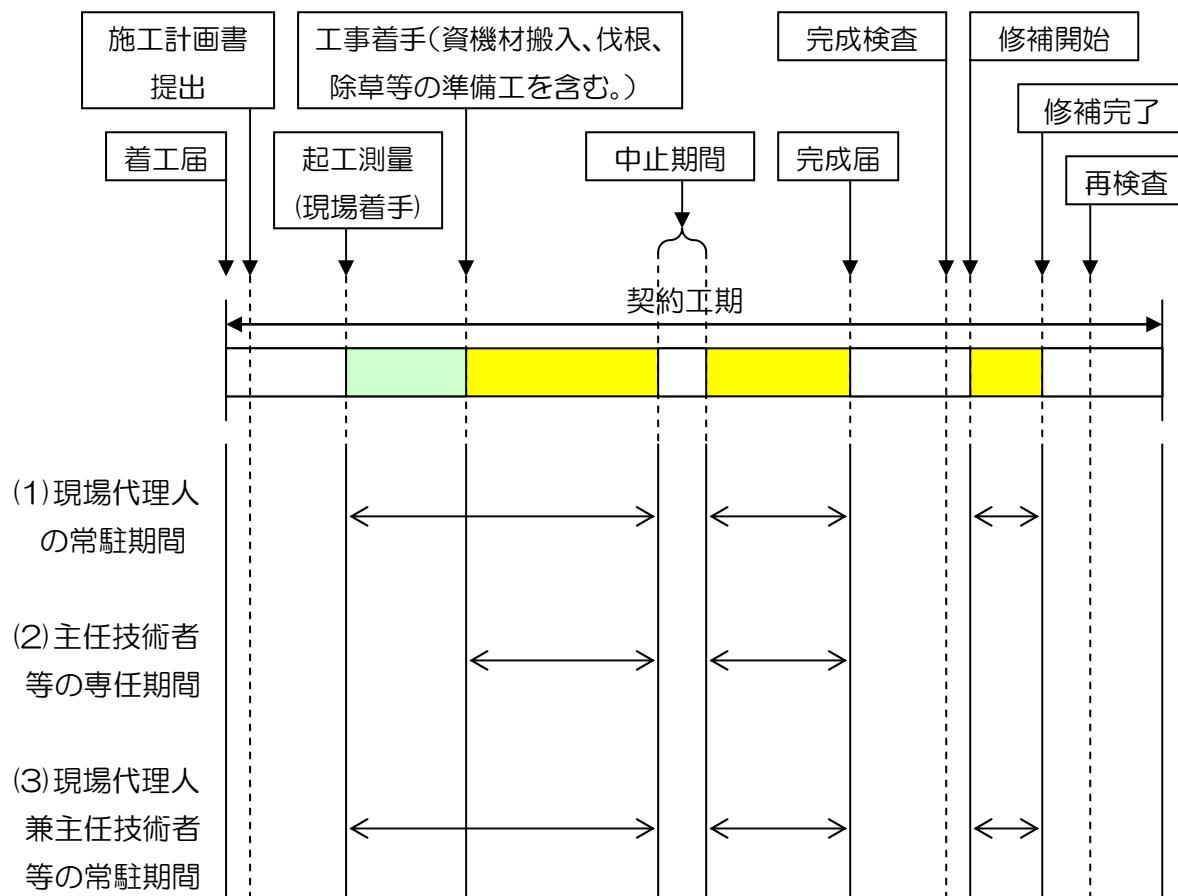


※現場代理人の常駐期間及び主任技術者等の専任期間を整理したものは、別紙3となります。

建設業法第26条第3項の規定により、請負金額が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上である工事においては、主任技術者又は監理技術者（以下、主任技術者等という。）を工事現場ごとに専任で置くこととされていますが、福島県発注工事における現場代理人の常駐期間との関係を整理すると下図のとおりです。

本県発注工事において、現場代理人は工事の労務管理、工程管理、安全管理その他の管理行為のほか、工事現場の風紀の維持等もその職務に含まれるので下図(1)の期間で工事現場への常駐が必要です。また、主任技術者等は工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や工事目的物等の品質管理を行うなど工事の技術面を担当し、現場代理人と共に工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための安全管理、労務管理も行っていただくことから下図(2)の期間について当該工事への専任が必要です。

なお、現場代理人兼主任技術者等の場合は下図(3)の期間となります。



- ※ 「常駐」とは、「作業期間中（土日等の休工日を除く）、相当の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していること」。
- ※ 「専任」とは、「他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事すること」。
- ※ 技術者制度については、土木部建設産業室のホームページをご覧下さい。
県のトップページ > 総合案内 > 組織別案内 > 土木部 >
企画技術総室のページ > 建設産業室のページ